制定　平成 22 年　4 月　1 日
改定　平成 30 年 10 月　1 日
改定　令和　2 年　4 月　1 日
改定　令和　3 年 10 月　1 日
改定　令和　4 年　4 月　1 日
改定　令和　4 年　9 月　1 日

「東日本ゆうゆう倶楽部」会則

第１章　総則

第１条（名称）

本会は、「東日本ゆうゆう倶楽部」（以下「本会」という）と称する。

第２条（事務所）

本会は、東日本銀行営業戦略部内に事務所を置く。

第２章　目的

第３条（目的）

東日本銀行へ公的年金振込指定を行っている取引先、または、公的年金の振込を東日本銀行にご予約された取引先を組織化し、各種サービスを提供することを目的とする。

第３章　会員及び会費

第４条（会員）

会員は、次のとおりとする。

既に東日本銀行へ公的年金振込指定を行っている取引先、または、東日本銀行で公的年金の受取手続きをした取引先を正会員とし、2022 年 9 月末日までに公的年金の振込を東日本銀行に予約した取引先を準会員とする。
準会員が年金受給開始年齢に達し東日本銀行へ公的年金振込を指定した場合は正会員へ移行する。

第５条（入会）
前条の手続きをした時点で会員資格を取得し、本会に入会したものとする。

第６条（退会）
会員が死亡したとき及び年金振込指定を中止したときは、会員資格を喪失したものとする。

第７条（会費）
（1）会員の会費は、無料とする。
（2）本会の資産は、理事会が定める方法によって管理するものとする。
（3）本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第４章　サービス

第８条（サービス内容）
第３条の目的を達成するため次の事業を行う。正会員については（1）～（3）の事項、準会員については（1）の事項についてサービスを提供するものとする。
（1）　定期預金の金利優遇
（2）　ATM ご利用手数料優遇
（3）　各種レジャー・健康サービス、旅行等のご優待割引サービス

なお、次のサービスに関しては対象者を以下のとおりとする。

●東日本ゆうゆう倶楽部傷害保険

2022 年 9 月末日までに正会員となっている方。なお 2022 年 9 月末日までに準会員となっている方が正会員に移行した場合を含む。

●年金手続代行

2022 年 9 月末日までに準会員となっている方。

●年金調査代行

2022 年 9 月末日までに正会員もしくは準会員となっている方。

第5章　役員

第9条（役員）

（1）　本会に次の役員をおく。

会長　　1名

理事　若干名

書記局長　1名

書記　若干名

（2）　会長は、本会を代表し、会務を総理することとし、東日本銀行営業戦略部長が務めるものとする。

（3）　理事・書記局長・書記は、会長がこれを指名する。

第10条（役員の任期）

（1）　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（2）　任期の途中で役員の補充が必要となったときは、前条の規定により選任する。補充役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第１１条（役員の任務）

役員は、本会の円滑な運営に努める。

第６章　事務局

第１２条（事務局）

（1）　本会には事務局をおく。

（2）　事務局は、事務局長および必要な職員をもって構成し、事務局長の任免は会長が行う。

第７章　補則

第１３条（会則の変更）

本会の会則は、会長および理事の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

第１４条（解散）

本会は、会長および理事の3分の2以上の同意を得て解散することができる。

第８章　付則

本会則は平成２２年４月１日より施行する。

以　上